## 第33号議案

加東市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び加東市家庭的保育事業等の設備及 び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件

加東市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び加東市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年3月3日提出

加東市長 岩 根 正

加東市条例第 号

加東市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び加東市家庭的保育事業等の設備及 び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(加東市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 加東市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年加東市条例第19号)の一部を 次のように改正する。

次の表により、次の各号に掲げるとおり改正する。

- (1) 改正前の欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後の欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。
- (2) 改正後の欄に掲げる規定の下線を付した部分で、改正前の欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。
- (3) 改正前の欄に掲げる規定の下線を付した部分で、改正後の欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

(4) 改正前の欄及び改正後の欄に対応して掲げるその標記部分(連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載)に下線を付した規定(以下「対象規定」という。)で、その標記部分が異なるものは、改正前の欄に掲げる対象規定を改正後の欄に掲げる対象規定として移動する。

改 正 前

第37条 特定地域型保育事業(事業所内保育事業を除く。)の利用定員(法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。)の数は、家庭的保育事業にあっては1人以上5人以下とし、小規模保育事業A型(家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)第27条に規定する小規模保育事業A型をいう。第42条第3項第1号において同じ。)及び小規模保育事業B型(同条に規定する小規模保育事業B型をいう。同号において同じ。)にあっては6人以上19人以下とし、小規模保育事業C型(同条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第3条において同じ。)にあっては6人以上10人以下とし、居宅訪問型保育事業にあっては1人とする。

#### 2 [略]

(特定教育・保育施設等との連携)

第42条 特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から<u>第5項</u>までにおいて同じ。)は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所(以下「連携施設」という。)を

改 正 後

第37条 特定地域型保育事業(事業所内保育事業を除く。)の利用定員(法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。)の数は、家庭的保育事業にあっては1人以上5人以下とし、小規模保育事業A型(家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)第28条に規定する小規模保育事業A型をいう。第42条第3項において同じ。)及び小規模保育事業B型(同令第31条に規定する小規模保育事業B型をいう。第42条第3項において同じ。)にあっては6人以上19人以下とし、小規模保育事業C型(同令第33条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第3条において同じ。)にあっては6人以上10人以下とし、居宅訪問型保育事業にあっては1人とする。

# 2 「略〕

(特定教育・保育施設等との連携)

第42条 特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から<u>第7項</u>までにおいて同じ。)は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所(以下「連携施設」という。)を

適切に確保しなければならない。ただし、山間部その他の地域であって、連携施設の確保が著しく困難であると市が認めるものにおいて特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。

(1) 特定地域型保育の提供を受けている満3歳未満保育認定子 どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保 育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、 助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。

#### (2) 「略〕

(3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども(事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあっては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号及び第4項第1号において同じ。)を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

[新設]

適切に確保しなければならない。ただし、山間部その他の地域であって、連携施設の確保が著しく困難であると市が認めるものにおいて特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。

(1) 特定地域型保育の提供を受けている満3歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援<u>(次項において「保育内容支援」という。)を実施する</u>こと。

### (2) 「略〕

- (3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども(事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあっては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号及び第6項第1号において同じ。)を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。
- 2 市長は、特定地域型保育事業者による保育内容支援の実施に 係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であっ て、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項 第1号の規定を適用しないこととすることができる。
  - (1) 特定地域型保育事業者が保育内容支援連携協力者を適切

「新設〕

- 2 市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る 連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の 各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の 規定を適用しないこととすることができる。
  - (1) 特定地域型保育事業者と前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所 在が明確化されていること。

「新設〕

〔新設〕

に確保すること。

- (2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。
  - ア 特定地域型保育事業者と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。
  - <u>イ</u> 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生 じないようにするための措置が講じられていること。
- 3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者(第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。)であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。
- 4 市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る 連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の 各号に掲げる要件の<u>いずれかを満たす</u>ときは、<u>第1項第2号</u>の規 定を適用しないこととすることができる。
  - (1) 特定地域型保育事業者が代替保育連携協力者を適切に確保 した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認 めること。
    - ア 特定地域型保育事業者と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。
    - イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じな

- (2) <u>前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者の本来</u> <u>の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じ</u> られていること。
- - (1) <u>当該</u>特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所(次号において「事業実施場所」という。)以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 <u>小</u>規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者(次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。)

(2) [略]

 $4 \sim 9$  〔略〕

附則

(連携施設に関する経過措置)

第4条 特定地域型保育事業者(特例保育所型事業所内保育事業者を除く。)は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第42条第1項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して10

いようにするための措置が講じられていること。

- (2) 市長が特定地域型保育事業者による代替保育連携協力者 の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保 育連携協力者の確保が著しく困難であること。
- 5 前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる 事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の 区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。
  - (1) 特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又 は事業所(次号において「事業実施場所」という。)以外の場 所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保 育事業A型事業者等

(2) [略]

 $6 \sim 11$  〔略〕

附則

(連携施設に関する経過措置)

第4条 特定地域型保育事業者(特例保育所型事業所内保育事業者を除く。)は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第42条第1項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して15

年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。

年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。

備考 表中の [ ] の記載は注記である。

(加東市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 加東市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年加東市条例第20号)の一部を次のように改正する。

次の表により、次の各号に掲げるとおり改正する。

- (1) 改正前の欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後の欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。
- (2) 改正後の欄に掲げる規定の下線を付した部分で、改正前の欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。
- (3) 改正前の欄に掲げる規定の下線を付した部分で、改正後の欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。
- (4) 改正前の欄及び改正後の欄に対応して掲げる対象規定で、その標記部分が異なるものは、改正前の欄に掲げる対象規定を改正後の欄に掲げる対象規定として移動する。

 改 正 前
 改 正 後

(保育所等との連携)

第6条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。)を除く。以下この条、次条第1項、第7条の3第2項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条並びに第17条第1項から第3項まで並びに附則第3条において同じ。)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成18年法律第120号)第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以

(保育所等との連携)

第6条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。)を除く。以下この条、次条第1項、第7条の3第2項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条並びに第17条第1項から第3項まで並びに附則第3条において同じ。)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成18年法律第120号)第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以

下この条において同じ。)又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項(国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号。以下「特区法」という。)第12条の4第1項に規定する国家戦略特別区域小規模保育事業を行う事業者(以下「国家戦略特別区域小規模保育事業者」という。)にあっては、第1号及び第2号に掲げる事項)に係る連携協力を行う保育所(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第7条第4項に規定する保育所をいう。以下同じ。)、幼稚園(同項に規定する幼稚園をいう。以下同じ。)又は認定こども園(同項に規定する認定こども園をいう。以下同じ。)(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、山間部その他の地域であって、連携施設の確保が著しく困難であると市が認めるものにおいて家庭的保育事業等(居宅訪問型保育事業を除く。第16条第2項第3号において同じ。)を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。

(1) 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。

# (2) 〔略〕

(3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた 利用乳幼児(事業所内保育事業の利用乳幼児にあっては、第4 2条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及 下この条において同じ。)又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項(国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号。以下「特区法」という。)第12条の4第1項に規定する国家戦略特別区域小規模保育事業を行う事業者(以下「国家戦略特別区域小規模保育事業者」という。)にあっては、第1号及び第2号に掲げる事項)に係る連携協力を行う保育所(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第7条第4項に規定する保育所をいう。以下同じ。)、幼稚園(同項に規定する幼稚園をいう。以下同じ。)又は認定こども園(同項に規定する認定こども園をいう。以下同じ。)(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、山間部その他の地域であって、連携施設の確保が著しく困難であると市が認めるものにおいて家庭的保育事業等(居宅訪問型保育事業を除く。第16条第2項第3号において同じ。)を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。

- (1) 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援<u>(次項において「保育内容支援」という。</u>) を実施すること。
- (2) [略]
- (3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた 利用乳幼児(事業所内保育事業の利用乳幼児にあっては、第4 2条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及

び第4項第1号において同じ。)を、当該保育の提供の終了に 際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続 き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供する こと。

「新設」

「新設〕

携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の

び第6項第1号において同じ。)を、当該保育の提供の終了に 際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続 き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供する こと。

- 2 市長は、家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施に係 る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、 次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第 1号の規定を適用しないこととすることができる。
  - (1) 家庭的保育事業者等が保育内容支援連携協力者を適切に 確保すること。
  - (2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。
    - ア 家庭的保育事業者等と保育内容支援連携協力者との間で それぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されている こと。
    - イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生 じないようにするための措置が講じられていること。
- 3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、第27条に規定す る小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所 内保育事業を行う者(第5項において「小規模保育事業A型事業 者等」という。)であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連 携協力を行うものをいう。
- 2 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連 4 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連 携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の

各号に掲げる要件の<u>全てを満たすと認める</u>ときは、<u>前項第2号</u> の規定を適用しないことができる。

(1) 家庭的保育事業者等と次項に規定する連携協力を行う者 との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化され ていること。

〔新設〕

[新設]

- (2) <u>次項に規定する連携協力を行う者の本来の業務の遂行に</u> 支障が生じないようにするための措置が講じられているこ <u>と。</u>
- 3 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第 2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。
  - (1) 当該家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所 又は事業所(次号において「事業実施場所」という。)以外の 場所又は事業所において代替保育が提供される場合 第27 条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B 型又は事業所内保育事業を行う者(次号において「小規模保育 事業A型事業者等」という。)

各号に掲げる要件の $\underline{N}$ できる。 第1項第2号の 規定を適用しないことができる。

- (1) 家庭的保育事業者等が代替保育連携協力者を適切に確保 した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が 認めること。
  - ア 家庭的保育事業者等と代替保育連携協力者との間でそれ ぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されているこ と。
  - <u>イ</u> 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。
- (2) 市長が家庭的保育事業者等による代替保育連携協力者の 確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育 連携協力者の確保が著しく困難であること。
- 5 前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる 事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合 の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。
  - (1) 家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は 事業所(次号において「事業実施場所」という。)以外の場所 又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育 事業A型事業者等

(2)「略〕

#### 「略〕 4 · 5

(食事の提供の特例)

- 第16条 次の各号に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等 は、前条第1項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の 利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設 (以下「搬入施設」という。) において調理し家庭的保育事業所 等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、 当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法 によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行う ことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設 備を備えなければならない。
  - (1) 「略〕
  - (2) 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、市町 村(特別区を含む。第21条第2項において同じ。)等の栄養 士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられ る体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。

 $(3) \sim (5)$ 「略〕

[略]

附則

(連携施設に関する経過措置)

第3条 家庭的保育事業者等は、連携施設の確保が著しく困難で│第3条 家庭的保育事業者等は、連携施設の確保が著しく困難で

(2)「略〕

6 • 7 [略]

(食事の提供の特例)

- 第16条 次の各号に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等 は、前条第1項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の 利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設 (以下「搬入施設」という。) において調理し家庭的保育事業所 等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、 当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法 によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行う ことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設 備を備えなければならない。
  - 「略〕 (1)
  - (2) 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、市町 村(特別区を含む。第21条第2項において同じ。)等の栄養 士又は管理栄養士により、献立等について栄養の観点からの 指導が受けられる体制にある等、栄養士又は管理栄養士によ る必要な配慮が行われること。

 $(3) \sim (5)$  「略]

「略〕

附則

(連携施設に関する経過措置)

あって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第6条第1項本文の規定にかかわらず、施行日から起算して5年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。

あって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第6条第1項本文の規定にかかわらず、施行日から起算して15年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。

備考 表中の〔〕の記載は注記である。

附則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

## 第33号議案 要旨

加東市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び加東市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正(要旨)

## 1 改正理由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準(平成26年内閣府令第39号)及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)の改正に伴い、当該基準に従い定める条例について、所要の改正を行うものである。

# 2 改正内容

- (1) 加東市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条 例の一部改正(第1条関係)
  - ア 保育内容支援に係る連携協力について、市長が、家庭的保育事業者等による保育内容支援の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合、連携施設の確保をしないことができる要件を定めること。(第42条)
  - イ 代替保育に係る連携協力について、市長が、家庭的保育事業者等による代替保育の 提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合、連携施設の確保をしな いことができる要件を定めること。(第42条)
  - ウ 所要の項ずれを改め、所要の文言整理を行うこと。(第37条及び第42条)
  - エ 連携施設の確保が著しく困難であると市が認める場合、連携施設の確保をしないことができる経過措置期間が設けられており、その経過措置期限を「10年」から「15年」に改める。(附則第4条)
- (2) 加東市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正(第 2条関係)
  - ア (1)ア~ウと同じ。(第6条)
  - イ 食事の提供の特例において、「栄養士」の配置を求める規定について、栄養士免許を 有さない管理栄養士を配置した場合においても同要件を満たすことができることとす るため、「栄養士による必要な配慮」に「管理栄養士」を加える。(第16条)
  - ウ 連携施設の確保が著しく困難であると市が認める場合、連携施設の確保をしないことができる経過措置期間が設けられており、その経過措置期限を「5年」から「15年」に改める。(附則第3条)
- 3 施行期日 令和7年4月1日